

2017年6月26日
2017年6月28日改訂
2017年7月4日改訂

会社名 タカタ株式会社
代表者 代表取締役会長兼社長 高田 重久

会社名 タカタ九州株式会社
代表者 代表取締役 桂田 治夫

会社名 タカタサービス株式会社
代表者 代表取締役 川崎 修

上記申立代理人弁護士 須藤 英章
同 小林 信明

民事再生手続に関するQ&A

1. 再生手続等に関するご質問

Q1: 民事再生手続とはどのような手続なのか。破産手続との違いは何か。

A1: 民事再生手続は、事業を継続し、その再建・立て直しを図りながら債権者の皆様へ弁済を行う手続であり、破産手続とは、会社の事業を停止し清算したものを債権者の皆様へ分配するところが異なります。

Q2: なぜ民事再生手続開始申立に至ったのか。私的整理を目指していたのではないのか。

A2: 当社らは、確かな品質の製品の安定供給を継続することを最優先に考えており、関係者合意による再建を目指しておりましたが、昨今の報道等の影響により当社の信用力が低下する中で、外部専門家委員会提案書を踏まえ、現在の当社らの経営状況ならびに複雑な利害関係を有する自動車メーカーおよびスポンサー候補であるキー・セイフティー・システムズ社（以下「KSS」）との協議状況を慎重に考慮した結果、KSS社の支援のもとで民事再生手続を利用することが、当社らの事業再建のために最良の方法と判断致しました。

Q3: 申立を決定したのはいつか。

A3: 平成29年6月26日の申立を行う直前に、当社ら取締役会で正式に決定いたしました。

Q4: 今後の民事再生手続の予定はどうなるのか。

A4: 民事再生手続の流れは、以下のとおりです。

民事再生の申立（平成 29 年 6 月 26 日）

弁済禁止の保全処分及び監督委員の選任

裁判所及び監督委員の監督のもと、従前通り会社業務を遂行します。



債権者説明会（東京：6 月 28 日、滋賀：6 月 30 日、佐賀：7 月 3 日）



再生手続開始決定（6 月 28 日）

裁判所が民事再生手続を開始する旨の決定をしました。

裁判所から各債権者に対して、開始決定の通知と債権届出用紙等が送付されます。



債権届出期限（8 月 25 日）

債権者は、債権届出期限までに裁判所に対し債権届出を行います。



再生計画案提出（11 月 27 日）

債務者は、再生計画案（再生債権に対する弁済率、支払期限等について定めた弁済計画案）を作成し、裁判所に提出します。



債権者集会

再生計画案の可否について、債権者集会での決議を行います。



再生計画の認可決定（債権者集会の直後の予定）

裁判所が再生計画の内容が適法か否かチェックし、認可決定を行います。



再生計画に従った再生債権のお支払い開始

（注）上記日程につきましては、今後の手続の進行により変更となる可能性があります。

Q5：監督委員とは何か。

A5：監督委員は、再建型の再生手続において、再生債務者の行為に対する同意権限や調査権限を行使する等して、再生手続全般について後見的立場で監督を行う機関です。

Q6：再生債権者だけが裁判所からの通知をもらっていない。債権者リストに載っていないものと考えられるが、どうしたらよいか。

A6：債権者名及び送付先をご連絡いただければ、発送の手配をいたします。

2. 債権者説明会に関するご質問

Q1：債権者説明会を開く予定はあるのか。

A1：債権者説明会は東京・滋賀・佐賀で以下のとおり開催致しました。

東京 日時：平成 29 年 6 月 28 日（水）午後 1 時から午後 2 時半
場所：東京国際フォーラム Hall B5
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 丁目 5 番 1 号
電話：03-5221-9000

滋賀 日時：平成 29 年 6 月 30 日（金）午後 1 時から午後 2 時半
場所：長浜ロイヤルホテル
〒526-0066 滋賀県長浜市大島町 38
電話：0749-64-2000

佐賀 日時：平成 29 年 7 月 3 日（月）午後 2 時から午後 3 時半
場所：ホテルグランデはがくれ
〒840-0815 佐賀県佐賀市天神 2 丁目 1-3 6
電話：0952-25-2212

Q3：債権者説明会に出席しないと不利益があるのか。

A3：債権者説明会へご出席されないことで、再生手続上不利益な取扱いがなされることはありません。

3. お取引先様に関するご質問

Q1：売掛金は払ってもらえるのか。

A1：再生手続開始決定日以降に生じた売掛金債権につきましては、共益債権として、随時、契約に従ってお支払させていただきます。共益債権は民事再生手続において最優先される債権です。再生手続開始申立日（平成 29 年 6 月 26 日）の前日までに生じた売掛金債権は再生債権となります。弊社よりお取引先様宛のご通知をお送りしておりますので、そちらもご確認ください。

Q2：今後の取引継続に不安がある。

A2：再生手続開始決定日以降に生じた売掛金債権につきましては、共益債権として、随時、契約に従ってお支払させていただきます。共益債権は民事再生手続において最優先される債権です。

4. 株主様に関するご質問

Q1：上場している株式はどうなるのか。

A1：民事再生手続開始申立を行ったことにより、上場廃止基準に該当し、東京証券取引所により整理銘柄に指定されており、平成 29 年 7 月 27 日に上場廃止となる見込みです。なお、上場廃止日の前営業日までは、東京証券取引所を通じた売買は可能です。上場廃止後の株式の名義書換等に関する取扱いにつきましては、方針が確定した段階で、当社ホームページその他然るべき方法でご案内させて頂く予定です。

Q2：民事再生手続において株式はどのように取り扱われるのか。

A2：株式の取扱いは、再生計画案により定めることとなりますが、現時点では株式の最終的な取扱いは確定しておりません。

Q3：株主は届出の必要はないのか。

A3：当社に対する債権者以外の方は、お届出いただく必要はございません。

5. 社債権者様に関するご質問

Q1: 社債の弁済は、いつ、いくら受けられるのか。

A1: 社債権者様に、いつ、いくらお支払いできるかは、再生計画案により定めることとなりますが、現時点では社債の最終的な取り扱いは確定しておりません。

Q2: 債権届出はどのようにすればよいか。

A2: 当社の発行する普通社債については、社債管理者が設置されていませんので、各社債権者様ごとに個別にお届け出いただく必要がございます。詳細につきましては、追って当社ホームページにてご案内いたします。

Q3: 社債権者集会は開かれるか。

A3: 社債権者集会を開催する予定はございません。

以上